

仙台市水道局規程第十号

仙台市水道局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

仙台市水道事業管理者 梅 内 淳

仙台市水道局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

仙台市水道局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市水道局規程第三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(証人等としての出頭のための休暇)</p> <p>第十二条 証人等としての出頭のための休暇は、職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合において与えるものとし、その時間は、当該出頭のため必要な範囲内の時間とする。</p>	<p>(証人等としての出頭のための休暇)</p> <p>第十二条 証人等としての出頭のための休暇は、職員が<b>裁判員</b>、証人、鑑定人、参考人、<b>被害者参加人</b>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合において与えるものとし、その時間は、当該出頭のため必要な範囲内の時間とする。</p>

附 則

この規程は、令和八年六月一日から施行する。

(水道局総務部総務課)